

鳥取県温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年7月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第55号

鳥取県温泉法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県温泉法施行細則（昭和62年鳥取県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>様式第27号（第24条関係）</p> <p>温泉成分分析機関登録申請書</p> <p>職 氏名 様</p> <p>温泉成分分析機関の登録を受けたいので、温泉法第19条第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所 申請者（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名 ㊞ （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号</p> <p>略</p> <p>注 略</p> <p>添付書類</p> <p>1 略</p> <p>2 申請者が個人である場合にあつては、その住民票の写し</p> <p>3～5 略</p>	<p>様式第27号（第24条関係）</p> <p>温泉成分分析機関登録申請書</p> <p>職 氏名 様</p> <p>温泉成分分析機関の登録を受けたいので、温泉法第19条第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所 申請者（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名 ㊞ （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号</p> <p>略</p> <p>注 略</p> <p>添付書類</p> <p>1 略</p> <p>2 申請者が個人である場合にあつては、その住民票の写し又は外国人登録証明書の写し</p> <p>3～5 略</p>

附 則

この規則は、平成24年7月9日から施行する。